

各 位

会 社 名 テクノクオ - ツ 株 式 会 社
代 表 者 名 取締役社長 大 室 赳
(JASDAQ コ - ド番号 5217)
問 合 せ 先 専務取締役 千 葉 喜 夫
総務部長
(TEL 03-5354-8171)
当社の親会社 ジ - エルサイエンス株式会社
代 表 者 名 取締役社長 森 憲 司
(東証 2 部 コ - ド番号 7705)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 18 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 21 日開催予定の第 30 回定時株主総会に、定款の一部変更の件を付議することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 「会社法」第 189 条第 2 項の規定により、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第 9 条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
- (2) 「会社法施行規則」第 94 条第 1 項・第 133 条第 3 項、「会社計算規則」第 161 条第 4 項・第 162 項第 4 項の規定により、株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示することで株主に対して提供したものとみなすことが認められたことに伴い、株主総会運営の合理化を目的として、変更案第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (3) 「会社法」第 370 条により、取締役会の決議事項について取締役全員が書面等による同意の意思表示をしたときは、取締役会の決議があったものとみなすことが認められたことに伴い、取締役会運営の効率化を図り、機動的な経営を可能とするため、変更案第 25 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (4) 「会社法」第 310 条、「会社法施行規則」第 63 条第 5 項の規定に従い、株主総会における代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法および代理人の数を明確にするため、現行定款第 14 条(議決権の代理行使)を変更するものであります。
- (5) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- (6) 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の変更を行うものであります。
- (7) 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)により、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされた事項につきましても条文の新設、変更、所要の文言の整備等をあわせて行うものであります。

(9) 上記変更に伴い、条数の繰り下げ等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年6月 21 日(水)
定款変更の効力発生日	平成 18 年6月 21 日(水)

以 上

別紙

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は、テクノクオーツ株式会社と称し、英文ではTechno Quartz Inc.と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 理化学機器の製造販売 2. ガラス・石英ガラス加工品の製造販売 3. 半導体製造機器の製造販売 4. 半導体製造用加熱機器の製造販売 5. 温度制御機器の製造販売 6. 真空系機器の製造販売 7. 工作機械・選別機械等を円滑作動させるための精密機械および部分品の製造販売 8. スポーツ・レーシングカー等競技に使用する各種計測器の製造販売 9. 前各号に関連する物品および技術の輸出入業 10. 前各号に附帯する一切の事業 <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載してこれを行なう。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p><u>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>(1)取締役会</u> <u>(2)監査役</u> <u>(3)監査役会</u> <u>(4)会計監査人</u> <p>(公告の方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式 (発行する株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は、31,200,000株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 6 条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。 — 当社は1単元未満の株式(以下「単元未満株式」という。)について株券を発行しない。</p> <p>(新設)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 7 条 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取請求の取扱、その他株式に関する手続及び手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会が定める株式取扱規則による。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式 (発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、31,200,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 2 当社は、前条の規程にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)会社法第166号第1項の規定による請求をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人) 第8条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> — <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u> — <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、単元未満株式の買取請求の取扱等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> 2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</u></p>
<p>(基準日) 第9条 当社は、<u>毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。 — <u>前項のほか、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とする</u>ことができる。</p>	<p>(基準日) 第12条 当社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> 2 <u>前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする</u>ことができる。</p>
<p>(自己株式の取得) 第10条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>(自己の株式の取得) 第13条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合、随時これを招集する。</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p style="text-align: center;">—</p> <p>商法第343条の定めによる決議および商法其他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p style="text-align: center;">2</p> <p>会社法309条第2項の定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。</p> <p style="text-align: center;">2</p> <p>株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載または記録し、議長並びに出席した取締役が記名押印または電子署名する。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第16条 当会社に取締役10名以内を置く。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第17条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>— 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>— 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 取締役会の決議により、当社を代表すべき取締役若干名を定める。</p> <p>— 取締役会の決議により、取締役会長および社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその他結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第20条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会)</p> <p>第20条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>— 取締役会招集の通知は、各取締役および監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>— 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第21条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第22条 <u>当社に監査役 4 名以内を置く。</u></p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第27条 <u>当社の監査役は、4 名以内とする。</u></p>
<p>(監査役の選任)</p> <p>第23条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>— 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第28条 監査役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期) 第24条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の<u>ときまでとする。</u></p> <p>— 補欠のため選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の残任期間とする。</u></p>	<p>(監査役の任期) 第29条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(常勤監査役) 第25条 監査役は、<u>その互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(常勤監査役) 第30条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(監査役会) 第26条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、<u>会日の3日前までに発する。</u>ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>— 監査役会の運営その他に関する事項については、<u>監査役会の定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(監査役会) 第31条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>(監査役の報酬および退職慰労金) 第27条 監査役の報酬および退職慰労金は、<u>株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>(監査役の報酬等) 第32条 監査役の報酬等は株主総会の決議をもって定める。</p>
<p>(新設) (新設)</p>	<p>第6章 会計監査人 (会計監査人の選任) 第33条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の任期) 第34条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の報酬等) 第35条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(営業年度) 第28条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、その末日を決算期とする。</p> <p>(利益配当) 第29条 <u>利益配当金は、毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対しこれを行う。</u></p> <p>(中間配当金) 第30条 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5に定める金銭の分配</u>(以下「中間配当金」という。)を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第31条 <u>利益配当金および中間配当金その他の分配金は、その支払確定の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払を免れるものとする。</u> — 未払いの利益配当金および中間配当金には、<u>利息をつけない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度) 第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年とする。</p> <p>(期末配当金) 第37条 当社は株主総会の決議によって<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当</u>(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金) 第38条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当</u>(以下「中間配当金」という。)を<u>する</u>ことができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間) 第39条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。 <u>2</u> 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>